控訴審における事実誤認（刑訴法 382 条）の審査方法

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 4 月 21 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（あ）第 1751 号
【事　件　名】 傷害、暴行被告事件
【裁 判 結 果】 破棄・差戻し
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 382 条
【掲　載　誌】 裁時 1790 号 9 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25572105

山形大学教授 **高倉新喜**

事実の概要

被告人は、交際相手Ｃの双子の男児ＡおよびＢ（当時７歳）に対する傷害等（①Ａに対する暴行および②Ａに対する傷害、③Ｂに対する傷害）の各事実で起訴された。第一審判決（東京地立川支判令元・12・3〔公刊物未登載、LEX/DB 25564723〕）は、①および③の各事実を認定した上、②について、要旨、「被告人は、平成 28 年 4 月 3 日午後 1 時 34 分頃から同日午後 1 時 41 分頃までの間（以下「本件時間帯」という。）に、Ｆ市内の公園（以下「本件公園」という。）において、Ａに対し、その頭部に回転性加速度減速度運動を伴う外力を加える暴行（以下「本件暴行」という。）を加え、よって、Ａに急性硬膜下血腫等および重度の認知機能障害等の後遺症を伴う脳実質損傷の傷害を負わせた」旨の犯罪事実を認定し、被告人を懲役３年に処した。本件では、上記のように限られた時間・場所で被告人と一緒にいたＡに加わった外力の原因が本件暴行であると認定できるか否か（その原因がＡ自身の行為〔転倒等〕なのか、Ａ以外の者の行為なのか）が問題になった。第一審判決は、Ａの傷害に関する医師の意見（以下「医師の意見」という。）のみからＡの頭部にＡ以外の者の行為による強い外力が加わった事実を認定し、この事実に加えてＡが受傷した当時の状況（以下「当時の状況」という。）やＡの受傷状況に関する被告人の言動（以下「被告人の言動」という。）を考慮して、本件暴行を認定した。第一審判決は、〈1〉Ｅ医師の意見（7 歳程度の児童に自過失による転倒程度でＡの受傷が生じる症例はない）等に基づき、Ａの自過失による転倒等によりＡの受傷が生じた可能性を否定した。また、〈2〉Ｆ医師の意見（いわゆる中村〈1〉型〔つかまり立ちが始まったばかりの乳幼児が後方に転倒して後頭部を打ち、架橋静脈等が破断するというもの〕と同様の機序により、Ａが自ら転倒してＡの受傷が生じた可能性がある）については、本件とは異なる類型であるとして退けた。さらに〈3〉弁護人の主張（Ａが、本件前日にＢと相撲を取った際に頭部を地面に打ち付けたことなどにより、本件当日、軽微な転倒でも硬膜下血腫を生じやすい状況〔警告兆候〕にあった）は合理的な医学的根拠を欠く可能性の指摘にとどまるとした。

被告人は、第一審判決に対して控訴し、事実誤認（②について、第一審判決が、被告人が何ら傷害の実行行為をしていないのにＡに対する傷害を認めたこと等が事実誤認である）等を主張した。原判決（東京高判令 2・11・5〔公刊物未登載、LEX/DB 25571179〕）は、②について本件暴行を認定することはできない（第一審判決が本件暴行を認定したことは「論理則、経験則等に照らし不合理である」）として第一審判決を事実誤認の理由で破棄し、被告人に対し、①および③の各事実につき懲役 1 年 6 月、4 年間執行猶予を言い渡し、②の事実につき無罪を言い渡した。原判決は、医師の意見からは第一審判決が本件暴行の認定の根拠としたＡ

の頭部にＡ以外の者の行為による強い外力が加わった事実を認定することはできないから第一審判決の認定は前提を欠くとした上で、Ａの受傷状況に関する被告人の供述が信用できないという理由だけで本件暴行を認定することはできないとした。原判決は、上記〈1〉Ｅ医師の意見等に一定の根拠を認めながらも、上記〈2〉Ｆ医師の意見が、Ａの受傷がＡ以外の者の行為によるという認定に合理的な疑いを生じさせることを認め、さらにＦ医師の意見（警告兆候がある場合、その後に比較的軽微な外傷でも硬膜下血腫を起こす症例がある）等に基づいて上記〈3〉弁護人の主張の可能性を肯定した。これに対して検察官と被告人の双方が上告した。

判決の要旨

破棄・差戻し。「……医師の意見のみからＡ自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することはできず、同旨の原判決は、医師の意見のみからその可能性を否定した第一審判決の判断が不合理であることを具体的に示したものといえる。

……しかしながら、原判決が、……Ａの受傷状況に関する被告人の供述が信用できないからといって本件暴行を認定することはできない旨を説示しただけで、本件暴行を認定した第一審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした点は、是認することができない。

……本件では、検察官が主張するように、医師の意見から認められる外力の態様に加え、当時の状況、被告人の言動を総合して、本件暴行を認定することができるか、言い換えれば、Ａ自身の行為等の本件暴行以外の原因による受傷の具体的可能性を否定することができるかを検討しなければ、これらの間接事実から本件暴行を認定した第一審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるか否かを判断することはできない。

そこで検討すると、上記のとおり、医師の意見からＡ自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することはできないが、医師の意見からその可能性がどの程度認められるかは、重要な事情である。

また、当時の状況は、被告人から厳しい陸上活動の指導を受けていたＡが、陸上クラブを続けるかどうかを判断するテストとして本件公園内を走っていた際に被告人の近くに行き、その後受傷したというものであるところ、このような状況のＡが自身の行為により受傷した具体的可能性を検討する必要がある。

さらに、被告人は、Ｃに対して、Ａの受傷直後や病院において説明する機会がありながら、Ａ自身の行為により受傷した旨の説明をせず、他方で、医師に対して、自分の知らないうちに受傷していた旨の虚偽を述べている。その後、被告人は、Ａ自身の行為により受傷した状況を具体的に供述しているが、第一審判決及び原判決は、いずれもその内容は事実と異なると判断しており、この判断は不合理なものではない。これらの被告人の言動に照らして、Ａ自身の行為による受傷の具体的可能性を検討する必要もある。

その上で、これらを総合した場合にＡ自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することができるか否かについて判断する必要があるところ、原判決は、上記の必要な検討を経た判断を示しているものと評価することはできない。

……原判決は、事実誤認の審査に当たり必要な検討を尽くして第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものと評価することはできず（……）、刑訴法 382 条の解釈適用を誤ったものというべきであ〔る。〕」

判例の解説

一　問題の所在

原判決は、事実誤認（刑訴法 382 条）の理由で第一審の有罪判決を破棄･自判したが、本判決は、原判決が 382 条の解釈適用を誤っているとしてこれを破棄・差戻しにした。本件では、控訴審における事実誤認の審査方法が問題になっている。すなわち、原判決が、第一審判決による本件暴行の認定が「論理則、経験則等に照らし不合理である」として同判決を事実誤認の理由で破棄したことの当否が問題になっている。

二　論理則・経験則違反説

控訴審が事実誤認の理由で第一審判決を破棄したことの当否が問題となったリーディングケースとなる判例は、最一小判平 24・2・13 刑集 66 巻 4 号 482 頁（チョコレート缶事件。以下「平成 24 年判決」という。）である。平成 24 年判決は、382 条の事実誤認の意義とその審査方法について、控訴審は原則として事後審[1]であること、第一審において直接主義・口頭主義の原則が採られていることを指摘し、「控訴審における事実誤認の審査は、第一審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法 382 条の事実誤認とは、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって、控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」[2]と判示した。

平成 24 年判決は、控訴審における事実誤認の審査全般に関する基準を示したものと理解され、論理則・経験則違反説[3]を採用したものと理解されている[4]。

論理則・経験則違反説といっても、その内実は明らかでなく、定式化しうるものではないが、第一審の判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるか否かという判断は、分析的・論理的な思考による審査であり、直接証拠に接していない控訴審においてもすることができる[5]。もっとも、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示せているかは、控訴審が、当該事件の証拠関係に照らし、専ら第一審の見方が不合理であることを客観的な説得力をもって示しているかによって決せられるべき問題である[6]。控訴審が単に第一審とは異なる見方（事実認定）を披瀝し、それに反する第一審の判断が論理則・経験則等に照らし不合理であると説示するだけでは足りない[7]。

三　平成 24 年判決以後の判例

これ以降、裁判員裁判対象事件を中心に、控訴審が第一審判決を事実誤認により破棄した事案において刑訴法 382 条の解釈適用が問題とされた最高裁判例が積み重ねられており[8]、平成 24 年判決が示した事実誤認の意義および審査基準（論理則・経験則違反説の判断枠組み）は、実務上定着している。

もっとも、第一審判決が有罪の場合と無罪の場合とで控訴審での事実誤認の審査の在り方に違いがあるか否かという重要な問題があるが[9]、最一小判平 26・3・20 刑集 68 巻 3 号 499 頁は、第一審の有罪判決に事実誤認があるとした控訴審判決が、「第一審判決について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものとは評価することができない」とし、平成 24 年判決の示した解釈を踏まえた説示をしている。すなわち、同判決により、論理則・経験則違反説が、控訴審が第一審有罪判決を事実誤認により破棄する場合にも（第一審判決が有罪の場合であっても）妥当することが示された[10]。

四　本判決の考察

本件は、事実誤認があるとして第一審有罪判決を破棄した控訴審判決を上告審が破棄するパターンの事案（第一審判決が有罪の場合）であるが、本判決が平成 24 年判決（とそれ以後の判例）と前掲最一小判平 26・3・20 を踏襲していることは明らかである。

本件の事案は、本件暴行の直接証拠がない。本件暴行の存否は、Ａの頭部に加わった外力の原因がＡ自身の行為なのか、あるいはＡ以外の者の行為なのかによって決めざるを得ない。本判決は、「医師の意見」と「当時の状況」と「被告人の言動」の間接事実から総合して、「Ａ自身の行為による受傷の具体的可能性」を判断することを重視している。

本件の第一審判決と原判決の判断を分けたのは、医師の意見（特に〈2〉Ｆ医師の意見）に対する評価である。第一審判決は、〈2〉Ｆ医師の意見を退け、医師の意見のみから、Ａの頭部に加わった外力の原因がＡ以外の者の行為であるとの事実認定をした（Ａ自身の行為による受傷の具体的可能性を否定した）一方、原判決は、〈2〉Ｆ医師の意見がこの事実認定に合理的な疑いを生じさせるとして、第一審判決の不合理性を指摘した。本判決も、この原判決の判断を是認している。

ところが、ここから原判決は、Aの受傷状況に関する被告人の供述が信用できないからといって本件暴行を認定することはできない旨を説示しただけで、第一審判決を事実誤認の理由で破棄した。本判決は、この点が刑訴法382条の解釈適用を誤っているとして原判決を破棄した。すなわち、第一審判決は、医師の意見のみから前述の事実認定をしたことに加えて、当時の状況と被告人の言動を考慮して本件暴行を認定しているのに、原判決は、かかる事実認定（A自身の行為による受傷の具体的可能性も含めて）について、医師の意見と当時の状況と被告人の言動の間接事実を総合した分析的・論理的な思考による審査をせず、それが不合理であることを客観的な説得力をもって示していないと判断したのである。平成24年判決は、控訴審における事実誤認の審査の対象を第一審判決が行った「証拠の総合判断」としている。

●――注

1）後藤昭『刑事控訴立法史の研究』（成文堂、1987年）306～314頁参照。裁判員制度導入後は、控訴審は事後審としての性格を徹底させるべきであると考えられている。司法研修所編『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』（法曹会、2009年）92～99頁、酒巻匡「特集　裁判員裁判と控訴審の在り方」刑法54巻3号（2015年）355頁、後藤昭「裁判員裁判と控訴審の役割」同358頁、大島隆明「裁判員裁判と控訴審の役割――実務家の視点から」同374～375頁参照。

2）刑集66巻4号490～491頁。

3）団藤重光「自由心証主義」日本刑法学会編『刑事法講座第6巻　刑事訴訟法（Ⅱ）』（有斐閣、1953年）1127頁、真野英一『刑事上訴審の研究』（一粒社、1970年）80～81頁、266頁、船田三雄「控訴審における事実審査のあり方」曹時34巻10号（1982年）11頁、笹野明義＝安永武央「事実誤認の審査の在り方」川上拓一編『刑事手続法の理論と実務』（成文堂、2020年）428～429頁等参照。なお、論理則・経験則違反説に対立する学説は、心証優先説（心証比較説）である。上岡哲生「判解」最判解刑平成24年度（2015年）138～141頁参照。

4）田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017年）490～491頁、岩瀬徹「裁判員制度の下における上訴審のあり方」木谷明編『シリーズ刑事司法を考える第5巻裁判所は何を判断するか』（岩波書店、2017年）215頁、村瀬均「判批」刑事訴訟法判例百選〔第10版〕（2017年）229頁、上田信太郎「判批」判評748号（2021年）135頁注5等参照。

5）笹野＝安永・前掲注3）429頁。

6）最三小決平25・4・16刑集67巻4号563～564頁における寺田逸郎裁判官の補足意見、向井香津子「判解」最判解刑平成30年度（2021年）41～44頁、久禮博一「判解」最判解刑平成30年度（2021年）158頁、内藤恵美子「判解」曹時74巻4号（2022年）947～948頁、笹野＝安永・前掲注3）430頁参照。

7）村瀬均「判批」ジュリ1531号（平成30年度重判解）173頁、上田・前掲注4）133頁、向井・前掲注6）44頁参照。

8）事実誤認があるとして第一審無罪判決を破棄した控訴審判決を維持した判例として、最三小決平25・4・16刑集67巻4号549頁、最一小決平25・10・21刑集67巻7号755頁、最一小決平26・3・10刑集68巻3号87頁がある。事実誤認があるとして第一審無罪判決を破棄した控訴審判決を破棄した判例として、平成24年判決、最二小判平30・3・19刑集72巻1号1頁がある。事実誤認があるとして第一審有罪判決を破棄した控訴審判決を破棄した判例として、最一小判平26・3・20刑集68巻3号499頁、最二小判平30・7・13刑集72巻3号324頁、最二小判令3・1・29刑集75巻1号1頁がある。事実誤認があるとして第一審有罪判決を破棄した控訴審判決を維持した判例として、最一小決平26・7・8裁判集刑314号99頁（判時2237号141頁、判タ1407号75頁）（舞鶴女子高校生殺害事件）がある。

9）小森田恵樹「判解」最判解刑平成26年度（2017年）121～123頁、外塚果林「刑事訴訟における事実誤認の審査方法に関する批判的検討」刑弁103号（2020年）108頁、後藤・前掲注1）刑法54巻3号369～370頁、大島・前掲注1）379～382頁参照。

10）学説においても、このような考え方が多数を占めるようになっている。例えば、酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2020年）473～474頁参照。ただし、控訴審における事実誤認の審査方法が、第一審判決が有罪であるか無罪であるかを問わず、論理則・経験則等に反する不合理なものか否かという同じ基準を用いるとしても、刑事訴訟における有罪の証明は合理的な疑いを超えることを要求するのであるから、その審査内容には自ずと違いが生じる。笹野＝安永・前掲注3）432～433頁参照。

＊本判決の評釈で知り得たものは以下のとおりである。
前田雅英「判批」WLJ判例コラム260号（2022WLJCC012）